

政権交代とともに建設業界大揺れ 建築関連法も改正へ

本年8月末の衆議院総選挙の結果、政権は50年続いた自民党から民主党に替わり、日本の政治の仕組みが大きく変わることになりました。これまで議論が表に出ることなく、あたかも密室の中で決められたかのように実施されていた政策が、公開で事業仕分けとして見直され事業内容がどのように予算化されてきたかが、白日のもとに晒されています。これにより大多数の国民は驚きとともに認識を新たにさせられることになりました。こうした状況の中で、私たちが関係する建設業界では、各メディアでも頻りに取り上げた「ハッ場ダム」に象徴される140余のダム事業の中止や道路整備、空港整備の見直し等が確認され、公共工事の削減が更に進められることが明確になっています。この状況について、前原誠司国土交通大臣が建設専門紙と行ったインタビュー記事が日刊建設通信新聞(11月9日)に掲載されました。「人口減少、少子高齢化が進み、膨大な財政赤字を抱える中で、将来にわたって持続可能な社会にするためには『これまでのように(経済対策として)公共事業という時代ではない』。社会資本が更新時期を向け維持管理を中心とする公共事業が必要とされる中でも、社会保障などの税金の使い道が増えるため『公共投資は減らしていかなければならない』。51万社ある建設業許可業者のうち完工高が100万円以上の会社は20万社程度、『まだまだ縮減していかざるを得ない』『生き残りをかけて頑張るか、他業種に転換してもらえない。頭の切り替えが必要だ』と述べたことを伝えました。建設業界が厳しい環境に置かれていると思っているだけに、改めてこのように明言されると、業界として将来へ向けた判断と対応を取らなくてはならない時代に入ったことを痛感します。

一方、設備設計一級建築士などの建築関係者が、政権が変わるとともに見直し改正に向け動き出しました。国土交通省は建築基準法などの改正に向け関連団体に対し聞き取りを開始しました。これに伴い、(社)建築設備技術者協会や(社)日本設備設計事務所協会は、「設備設計一級建築士の地域偏在と地方の絶対数不足に対して、専門分野別の建築設備士の有効活用」を求めました。また、「現実的には空調、衛生、電気、昇降機などを一人で対応することは不可能」としています。今回の聞き取りに対して、(社)日本建築士事務所協会連合会は「設備設計一級建築士で、実際に設備設計を専門とする例はほとんど聞かない。制度は機能していないため、基本的に廃止すべきである。建築士のもとで専門分野の設計ができる資格者を創設する必要がある」と要望したことが報道されています。今後、設備関連資格が、どのような内容と位置付けになるか、これらの関係法令の動向を注意深く見守る必要があります。

委員会の報告

10月22日発行の「協会だより28号」発行以降の各委員会では、次のような活動、審議、報告を行いました。

<総務委員会>

1. 国交省への建築関係法令の提言について
2. 賀詞交歓会について
3. 次期役員選挙について

<業務環境改善委員会>

1. オープンデスクの活動について
2. 消防設備士講習会(第一類、第四類)について

<環境・技術委員会>

1. 技術向上セミナーについて

<公益・事業委員会>

1. セミナー「地球温暖化防止に向けた設備の最新動

向」の実施

2. ボウリング大会について

<広報・情報委員会>

1. 会誌MET10号の記事の検討
2. 協会だより29号への情報収集と検討
3. メーカー情報のアンケートについて
4. H.Pの情報更新

<賛助会>

1. 協会の最近の動きについて
2. 正会員・賛助会員間の交流について

●国交省 関連20団体に聞き取り 建築基準法など改正で●

日刊建設通信新聞(10月20日)によれば「国土交通省は、建築基準法などの改正に向け、建築、不動産、生産者、施工監理、審査関係、消費者、特定行政庁など、約20の関係団体に対するヒアリングを実施する。建築関係の法制度の問題点を洗い出し、改正案作りに反映させ、2010年の通常国会に提出することも視野に入れている。具体的には①建築確認日数の短縮、②提出資料の簡素化、③厳罰化の3点を明示。また、建築基準法、建築士法にもとづく制度のあり方として、建築確認制度、建築基準、設計、工事監理、施工、設計者の責任、処分と評価、報酬、建築士の資格制度——のあり方と消費者保護と違反・欠陥建築物の厳格化などの意見を求める」としています。また11月12日の同紙によれば、「現在までにヒアリングを終え、意見を提出した3団体の意見をまとめた。日本建築士会連合会は、『自律的監督のため建築士の建築士会への加入義務化』を、日本建築士事務所協会連合会は、『行政の関与は最小限とし資格者に裁量と責任を持たせること』を、日本建築家協会は、『大局的には建築基本法で位置付けられるべきもの』などの各協会の意見を紹介しています。

●設備設計一級建築士講習 512名が修了判定●

日刊建設通信新聞(11月12日)によれば「建築技術教育普及センターは、2009年度設備設計一級建築士講習の修了判定結果を公表。受講者数1,239人のうち、512人を講習修了と判定、修了率は41.3%。『みなし講習』と08年度講習の修了結果と合わせると、これまで累計3,702人が修了判定を得たことになる。改正建築士法の施行により一定規模以上の建築物の設計には設備設計一級建築士の関与が義務付けられているが、これまでの経過措置は解除され、11月27日からの建築確認申請には同資格を有する建築士の関与が必要となる」と伝えています。

●共同住宅の福祉施設設置 消防設備規制を緩和●

日刊建設通信新聞(11月27日)によれば「総務省消防庁は居住型の福祉施設を共同住宅内に設けることに

よって、新しく設置が必要となる消防設備の設置規制を緩和する。省令改正案は、早ければ2010年1月下旬に省令などを公布する。近年、グループホームなど高齢者向けの共同住宅が制度化され、通常の共同住宅を高齢者や障害者が共同で使用する事例が増えている。現行法規では、これらの建物全体が『特定複合用途防火対象物』と判定され、共同住宅部分にもスプリンクラーや自動火災報知設備などの消防設備が必要となるため、費用負担などの面から福祉施設の入居が拒否される事例が出ていた。免除を受けるための要件となる福祉施設と共同住宅を分ける区画は、壁と床が準耐火(3階以上は耐火構造)で開口部に防火戸を設置することなどとしている。防災に係わる内容としては異例となる規制緩和を伝えています。

●建築士法改正に伴う

「建築設備の法適合確認ガイドブック」講習会●

平成18年12月の建築士法の改正(法第20条の3第一項)により、一定規模以上の建築物(階数3以上で床面積の合計が5,000㎡を超えるもの)の設備関係については、設備設計一級建築士の関与が義務付けられてきました。本年11月27日より経過措置期間を過ぎ、これら関係規定が全面的に適用されています。この度、(社)建築設備技術者協会は、会員ならびに関係技術者向けに全国各地で標記講習会の開催を始めています。同ガイドブックは建築設備業務に関わる技術者に参考になる法適合確認、建築確認申請、確認チェックリスト、主要対象法令などの情報を網羅したもので構成されるとしています。東京、大阪地区は既に開催されましたが、東京地区は、年明けの1月下旬～2月上旬にかけて再び開催の予定です。詳しくは同協会ホームページをご覧ください。

●温暖化ガス森林吸収分 京都議定書の想定より少なく●

日本経済新聞(11月1日)によれば「政府は温暖化ガスの削減手法として国連が認める森林吸収分について、日本の2020年時点での削減値は1990年に比べ最も多くても2.9%減、場合によっては1.5%増えると

試算。京都議定書が日本に認める削減幅は3.8%減。森林吸収による削減幅が小さくなることで、20年までに90年比25%削減する目標に影響が出そうだ。森林吸収分が京都議定書より低い数値しか認められなければ、国内の削減を海外からの排出量取得で賄うことになり、国民や企業への負担が増える可能性がある」となるとも悩ましい試算結果を伝えています。今後のCOP15での認定基準が注目されます。

●08年温室効果ガス総排出量 前年度比6.2%減 基準年1.9%上回る●

熱産業経済新聞(11月15日)によれば「環境省は2008年度の温室効果ガスの総排出量を発表。前年度の総排出量と比べると、各部門の排出量が減少したことにより6.2%減少。京都議定書の基準年1990年に比べ1.9%上回る。排出量減少の原因は、金融危機の影響による景気後退で産業部門をはじめとするエネルギー需要の減少など。原発の長期停止がなければ、基準年比3.1%減となるはずだった。分野別の内訳は、産業部門が前年比10.4%減(基準年比13.9%減)、運輸部門が同4.1%減(同8.5%減)、業務その他部門が同4.0%減(同41.3%増)、家庭部門が同4.6%減(同34.7%増)」と景気後退が全部門で減少する結果をもたらしたことを伝えています。一日も早い景気回復が望まれます。同時に基準年に比べて増加させている業務その他部門と家庭部門では、一層の努力が求められます。

●温暖化ガス 米、05年比17% 中国、GDP当たり40～45%削減●

日本経済新聞(11月26日)によれば「米ホワイトハウスは、温暖化ガス排出量を2020年までに05年比で17%削減する目標を発表。コペンハーゲンで開かれる第15回国連気候枠組み条約締約国会議(COP15)に自ら出席し、米国の数値目標として公約する。日本政府が表明している20年までに1990年比で25%削減する数値目標などに比べると削減幅は小さい。米国は現行の京都議定書を批准できなかった経緯がある。これまで温暖化ガスの明確な削減目標を掲げていなかったオバマ政権が方針を示したことで、ポスト京都議定書に向けた国際的な議論が加速する可能性が出てきた」と伝えています。その翌日の同紙によれば、「中国政府は地球温暖化対策として、国内総生産(GDP)を一定額生み出すために排出するCO₂の量を2020年までに、05年比で40～45%削減する目標を発表。ただ、中国が打ち出した新目標は温暖化ガスの絶対量を減らす目標でなく、単位GDP当たりの削減目標で、今後の経済成長を制約しないように配慮した。米国が前日排出目標を発表したのに続き、中国が新目標を示し、二大排出国の基本方針がそろったことで、ポスト京都議定書の交渉に弾み付きそうだと伝えています。両国とも基準年が1990年でなく2005年比となっていることや、中国がGDP当たりとしていることで不透明さは拭きませんが、一歩前進したことは間違いなさそうです。今後の世界各国のCOP15での動向が注目されます。

●平成21年度ボウリング大会のご案内●

恒例のボウリング大会が下記日程で開催されます。ゲームの後の親睦会も予定されています。多くの方の参加をお待ちします。

日時：平成22年2月3日(水) 18:00～21:00
場所：BIGBOX(高田馬場)

●新規加入会員のご紹介●

賛助会員	社名	業種
	(株)トップウォーターシステムズ	産業用純水装置の製造・販売・設計・施工、緊急時・災害時用RO純水装置の製造・販売

●平成21年度新技術セミナー報告●

「地球温暖化防止に向けた設備の最新動向」とする標記セミナーが、10月29、30日の両日、渋谷電力館で延べ110名の方の出席を得て開催されました。鳩山首相の「温暖化ガス2020年までに25%削減」が打ち出された直後だけに、建築設備に係わる技術者の皆さんの熱心に受講する姿が印象的でした。

●消防設備士(甲種1類)試験準備講習会の報告●

11月12日、標記の講習会が協会会議室で開催されました。本年は6名の方が新たな資格取得を目指し受講しました。

●2010年度賀詞交歓会のご案内●

新年賀詞交歓会の予定が次のように決まりました
日時：平成22年1月13日(水) 18:00～20:00
場所：グランドパレスホテル 3階 白樺の間
多くの方の参加で、賑やかで実りある会になるよう希望します。